

商品概要説明書－後見制度支援信託－

平成24年2月1日現在

項 目	
1. 商品名	後見制度支援信託（合同運用指定金銭信託）
愛 称	—
2. ご利用者	家庭裁判所に後見制度支援信託の利用について、報告書を提出し指示書の発行を受けた後見人（被後見人）の方
3. 目 的	受益者のために財産を管理し、もって生活の安定に資すること
4. 期 間	信託契約が成立した日から、信託終了事由に該当することとなった日まで
5. 運用の基本方針	利息等の安定的な収入の確保により、信託財産の成長を図ることを運用の基本方針とします。
6. 運用制限	ありません。（信託財産の運用対象には貸付金、株式等があり、約款第3条に規定しています。）
7. 預入方法	●現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替により、資金を申し受けます。 ・証券類の場合は、その証券類の決済確認後のお手続きとなります。 家庭裁判所の指示書が必要となります。
預入金額	家庭裁判所の指示書により定める金額（5,000円以上、1円単位）
8. 払戻方法	家庭裁判所の指示書に定める方法により、お支払いすることができます。
9. 収 益 金	
予定配当率	●お預入（ご継続）日に店頭に表示する金銭信託（元本補てん契約付）（期間5年以上）の予定配当率を適用します。 ●予定配当率は原則として3月および9月の各26日に変更し、当日の店頭に表示します。 ●予定配当率は保証するものではありません。
収益金のお支払い	毎年3月と9月の各26日に元本にお組入れします。
10. 収益金の計算	毎年3月と9月の各26日にお支払いする収益金は、半年間の利益より運用信託報酬、諸経費等を控除した金額とします。
11. 信託報酬	●管理信託報酬 契約時報酬（追加信託は除く）として、150,000円および消費税を申し受けます。 定例管理報酬として、月額3,000円および消費税を申し受けます。 ●運用信託報酬 金銭信託の運用収益からお客さまへの配当額を差し引いた金額（元本に対して、年0.01/100から5/100の範囲内）を信託財産から申し受けます。
12. 手 数 料	ありません。（ただし、中途解約時（後記14の場合）を除きます。）
13. 特約事項	付加することはできません。
14. 中途解約・契約変更の取扱い	家庭裁判所の指示書に基づき、中途解約・契約変更することができます。 解約される場合は、信託契約日からご解約のお申出の前日までに生じた税引き後の収益を限度とし、金銭信託（元本補てん契約付）（期間5年以上）の中途解約手数料により算定した解約手数料を頂戴します。
15. 信託の終了事由	次のいずれかに該当した場合は、信託終了となります。 （1）ご本人さまの死亡 （2）受益者の後見開始取消審判が確定したとき、もしくは未成年後見において、受益者が成年に達した日以降に解約手続をしたとき （3）信託財産が毎月の交付金額に満たなくなったとき
16. 預金保険適用 元本補てん 契約の有無	●この信託の元本は、預金保険制度の対象となります。 ●貸出金や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託金の元本に欠損が生じた場合には、当社が元本を補てんします。ただし、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できない場合があります。
17. 利益補足契約の有無	利益の補足は行いません。貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。
18. その他ご留意 いただく事項	●定例管理報酬（月額3,000円）および消費税は信託財産から申し受けるため、受益者への交付金額の累計額が当初元本を下回る可能性があります。 ●この信託は、『後見制度支援信託のお申込書』・『後見制度支援信託の特約条項』および『合同運用指定金銭信託約款』によりお取扱いいたします。本商品をご利用の際には、必ず併せてご覧ください。 ●お申し込みに関しては、当社所定の審査が必要となります。 ●税金のお取扱いにつきましては、必ず税理士などの専門家にご相談ください。